

議会運営についての提案

日本共産党議員団

団長 森 ケイ子
東 義 喜
掛布まち子

市議会議員選挙において、選出された議員は、市議会の役割を改めて確認し、市民の負託にこたえるため、議会改革に取り組んでいくことが求められています。

この間、議会基本条例を制定し、開かれた議会について、改革を進めてきたところではありますが、なお一層の改革が必要と考えます。

以下の点について、検討していただきご賛同していただきますようよろしくお願いいたします。

1. 議長、副議長選挙について

- 1) 議長、副議長の申し合わせの任期は2年ごととする。
- 2) 議長の選挙は立候補制を取り、立候補者は議会運営にあたっての所信を表明すること。

2. 開かれた議会について

- 1) 定例議会ごとに議会独自の「議会だより」を発行し、全世帯を対象に配布すること。
- 2) 常任委員会の開催日は、各委員会単独開催とし、市長の出席を求めることとする。
- 3) 本会議における発言時間は、委員会付託のない議案については、時間制限を設けないこと。
- 4) 直接届けられた陳情は、請願と同じ様に委員会に付託し、審議の結果を本会議に報告すること。
- 5) 請願書の「請願者の押印」条項を廃止すること。
- 6) 必要に応じて手話通訳を配置すること。

3. 一般質問と委員会のあり方について

- 1) 本会議での発言は、対面方式とすること。
- 2) 一般質問の通告書の公開は、「質問の要旨」も公開し、市民が通告内容によって、「傍聴に行きたい」と思えるようにすること。
- 3) 委員会の配置は当局との対面方式ではなく、委員同士が議論できる配置とすること。
- 4) 委員会として、独自の調査項目に基づく調査、研修を行い議員間の議論を活発にし、政策立案能力を高めるようにする。
- 5) 共通するテーマについては、与野党の枠を超えて、調査研究を行い政策を立案する。

4. 審議会等の報酬について、

- 1) 議員報酬を受け取っている立場から、委員報酬等については職員と同様に辞退する措置を取ること。

5. 委員会視察における当局の随行について。

- 1) 当局からの申し入れにより、委員会の行政視察に、関係する職員が研修の目的で参加しているが、職員は職員の独自の目的に沿った研修を行うべきであり、廃止すること。
行政視察は、委員会の責任において行うこと。

6. 各派代表者会議および議会運営委員会への市長・当局の出席について

- 1) 議会の独立性を図るためにも、市長及び当局の出席は、市長からの要請があった場合、及び必要に応じて議長又は議会運営委員長の要請に基づいた場合のみとすること。

7. 委員会等の懇親会について

- 1) 慣例として行われている、委員会と当局との懇親会は、議会の独立性を確保することから中止すること。